

平成 28 年第 1 回ニセコ町議会臨時会

平成 28 年 1 月 25 日(月曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第 1 号

請負契約の締結について(ニセコエリア総合観光情報発信事業委託業務)

- 5 議案第 2 号 町税条例の一部を改正する条例
- 6 議案第 3 号

過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する

条例の一部を改正する条例

- 7 議案第 4 号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○出席議員(10 名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 番 木下 裕三 | 2 番 浜本 和彦 |
| 3 番 青羽 雄士 | 4 番 齊藤うめ子 |
| 5 番 竹内 正貴 | 6 番 三谷 典久 |
| 7 番 篠原 正男 | 8 番 新井 正治 |
| 9 番 猪狩 一郎 | 10 番 高橋 守 |

○出席説明員

町長	片山 健也
副町長	林 知己
会計管理者 出納室長	千葉 敬貴
総務課長	高瀬 達矢
総務課参事	佐藤 寛樹
企画環境課長	山本 契太
自治創生室長	金井 信宏

税務課長 芳賀 義範
町民生活課長 横山 俊幸
保健福祉課長
折内 光洋

農政課長 農業委員会事務局長 福村 一広
国営農地再編推進室長 藤田 明彦
商工観光課長 前原 功治
都市計画係長 山崎 英文
上下水道課長 石山 康行
総務係長 佐藤 英征
財政係長 川埜 満寿夫
監査委員 斎藤 隆夫
教育長 菊地 博
学校教育課長 加藤 紀孝
町民学習課長 阿部 信幸
学校給食センター長 高田 生二
幼児センター長 酒井 葉子
○出席事務局職員

事務局長 佐竹 祐子
書記 中野 秀美

平成27年12月15日(火曜日)

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長(高橋 守君) ただいまの出席議員は 10 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 28 年第 1 回ニセコ町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長(高橋 守君) 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(高橋 守君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において8番、新井正治君、9番、猪狩一郎君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長(高橋 守君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長(高橋 守君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、会計管理者、千葉敬貴君、総務課長、高瀬達矢君、総務課参事、佐藤寛樹君、企画環境課長、山本契太君、自治創生室長、金井信宏君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、横山俊幸君、保健福祉課長、折内光洋君、農政課長農業委員会事務局長、福村一広君、国営農地再編推進室長、藤田明彦君、商工観光課長、前原功治君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、佐藤英征君、財政係長、川埜満寿夫君、都市計画係長、山崎英文君、監査委員、斎藤隆夫君、教育長、菊地博君、学校教育課長、加藤紀孝君、町民学習課長、阿部信幸君、学校給食センター長、高田生二君、幼児センター長、酒井葉子君、以上の諸君であります。

◎日程第4 議案第1号から 日程第7 議案第4号

○議長(高橋 守君) この際、日程第4、議案第1号、請負契約の締結について(ニセコエリア総合観光情報発信事業委託業務)の件から、日程第7、議案第4号、ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件までの4件を一括議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長(林 知己君) 日程第 4、議案第 1 号 請負契約の締結について(ニセコエリア総合観光情報発信事業委託業務)でございます。議案の 2 ページをお開き下さい。

議案第 1 号 請負契約の締結について(ニセコエリア総合観光情報発信事業委託業務)。次のとおり、請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。記、
1、契約の目的、ニセコエリア総合観光情報発信事業委託業務。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、5,724 万円。4、契約の相手方、札幌市中央区大通西 14 丁目 7 番地、東日本電信電話株式会社、ビジネス&オフィス営業推進本部、北海道法人営業部長、酒井浩一。平成 28 年 1 月 25 日提出、ニセコ町長、片山健也。

本議案は、地方自治法及び条例の規定により工事または製造の請負に係る契約について、その予定価格が 5,000 万円以上のものに関しては議会の議決に付さなければならないということによるものでございます。

本件は、昨年 12 月の第 8 回定例議会において、補正予算により可決を頂きましたニセコ観光圏において地方創生交付金の採択をうけて実施する、観光・雪崩・防災などの総合的な情報を多言語化も図りながらサイネージにより提供する仕組みを拠点となる観光施設等に設置するもので、3 町分を本町が一括発注する「ニセコエリア総合観光情報発信事業委託業務」の契約に関するものでございます。12 月 22 日に指名選考委員会を開催し、審査基準に基づき請負の規模や必要とされる技術水準から指名競争参加資格者のうち業務実績を考慮して札幌市の事業者計 4 社を指名いたしました。1 月 15 日に入札を行った結果、消費税抜きで最高額が 6,080 万円、最低額が 5,300 万円となりまして、東日本電信電話株式会社に落札したものでございます。なお、予定価格に対する落札額の割合、落札率は 99.1%でございます。

議案第 1 号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第 5、議案第 2 号、町税条例の一部を改正する条例でございます。議案の 4 ページをご覧ください。

議案第 2 号、町税条例の一部を改正する条例。町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成 28 年 1 月 25 日提出、ニセコ町長、片山健也。

5 ページをご覧ください。下段、提案理由でございます。読み上げます。平成 28 年度与党税制改正大綱(平成 27 年 12 月 16 日決定)において、一部手続きにおける個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことを踏まえ、総務省自治税務局長より条例改正案が示され、また、政府の閣議決定

も行われていることから、町税条例について改正を行う必要があるため、本条例を提出するものでございます。

この条例の内容につきましては、別冊でお配りしております資料と新旧対照表でご説明したいというふうに思います。まず資料のほうをご覧ください。改正の趣旨につきましては、資料 1 ページでございます。提案理由と同じでするので省略させていただきます。資料 2 番目に改正の概要とございますが、これにつきましては一つ目の丸でございます。提出者等の個人番号、いわゆるマイナンバーを記載しなければならないこととされている地方税関係書類について、次の見直しを行うため所要の措置を講ずることとされております。二つ目の丸でございます。地方税関係書類のうち、申告者の主たる手続きと合わせて提出され、または、申告等のあとに関連して提出されると考えられる一定の書類について、提出者等の個人番号の記載を要しないこととしてございます。条例の説明につきましては新旧対照表の 1 ページをご覧ください。左側が現行で、右側が改正案となります。一つ目に第 51 条第 2 項第 1 号の町民税の減免では、町民税において申告後に関連して提出される減免の申請であるため、個人番号の記載を必要としないとされたための改正でございます。次に第 139 条の 3、第 2 項第 1 号、特別土地保有税の減免では、特別土地保有税において申告後に関連して提出される減免の申請であるために、個人番号の記載を必要としないとされたための改正でございます。

議案の 5 ページにお戻りください。附則につきましては、この条例は公布の日から施行するとしてございます。また、一番下段、この条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、関係法令の改正に伴う条例改正のため、住民参加等の手続きを要しないということでございます。

議案第 2 号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第 6、議案第 3 号、過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例でございます。6 ページをお開き下さい。

議案第 3 号、過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の

一部を改正する条例。過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成 28 年 1 月 25 日提出、ニセコ町長、片山健也。

7 ページをご覧くださいと思います。下段、提案理由でございます。山村振興法第 14 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合を定める省令等の一部を改正する省令(関係 7 省令の一括改正)が公布され、さらなる効果的な企業立地の促進並びに投資促進を図り、町経済の活性化向

上及び雇用機会の拡大を図ることを目的に固定資産税の課税の特例適用期限を延長するため、本条例を提出するものでございます。

この条例の内容につきましても、別冊の資料と新旧対照表を見ていただきたいと思います。資料 2 ページの上段、まず条例改正の経緯と改正内容でございますが、「過疎地域自立促進特別措置法第 31 条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合を定める省令」の適用期限の延長が行われました。さらなる効果的な企業立地の促進並びに投資促進を図り、町経済の活性化向上及び雇用機会の拡大を図るため、「過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例」の一部を改正するものとなっております。この条例ですけれども、本条例によりまして固定資産税の減免の適用ができる業種は、ひとつとして製造業、二つ目に情報通信業、三つ目に旅館業で、該当する固定資産は当該事業を行うための設備としての家屋と償却資産、償却資産は製造業と情報通信業のみとなります。及び当該設備の敷地、土地となります。取得価格の要件は北海道と同一の 2,700 万円を超えるもので、雇用者の数は 10 人以上と規定しております。これらにつきまして、固定資産の取得適用期限の延長を行うための改正となっております。条項の説明ですが、新旧対照表の 2 ページをご覧ください。第 2 条第 2 項でございますが、課税免除の範囲の規定中、生産設備等の取得時期を規定しておりますが、取得の適用期間を平成 29 年 3 月 31 日まで延長する改正となっております。

次に、議案の 7 ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしてございます。また下段にございます、この条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、ニセコ町まちづくり基本条例第 54 条第 1 項第 3 号に該当し、住民参加等の手続きを要しないということでございます。

議案第 3 号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、日程第 7、議案第 4 号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。議案の 8 ページをご覧ください。

議案第 4 号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成 28 年 1 月 25 日提出、ニセコ町長、片山健也。

9 ページをご覧ください。提案理由を読み上げます。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条の規定により、個人番号を記載する規定の整備が必要となったため、本条例を提出するものでございます。

この条例の内容につきましても、別冊の資料と新旧対照表でご説明したいというふうに思います。
別冊資料の 2 ページの下段をご覧ください。改正の趣旨はいまほどの提案理由と同じ内容でございます。改正の概要につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条において利用範囲が規定されており、地方税に関する法律に基づく条例による賦課徴収に関する事務であるため、国民健康保険税の減免申請において、個人番号を記載するため規定を整備するものでございます。条項につきましては、新旧対照表の 3 ページをご覧ください。第 25 条において個人番号を記載するための改正となっております。

続きまして、議案の 9 ページにお戻りください。附則として、この条例は公布の日から施行するとしております。また、この条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、関係法令の改正に伴う条例改正のため、住民参加等の手続きを要しないということでございます。

議案第 4 号に関する提案理由の説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(高橋 守君) これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、議事の都合により、午後 2 時 30 分まで休憩いたします。

休憩 午後 2 時 18 分

再開 午後 2 時 30 分

○議長(高橋 守君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第 1 号、請負契約の締結について(ニセコエリア総合観光情報発信事業委託業務)の質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第1号、請負契約の締結について(ニセコエリア総合観光情報発信事業委託業務)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第2号、町税条例の一部を改正する条例についての質疑に入ります。質疑はありませんか。斉藤議員。

○4番(斉藤 うめ子君) 個人番号についてなんですけれど、マイナンバーについてまだ納得していない町民の方もいらっしゃる。国は進めているんですけれども。その取扱いはどういうふうになるんでしょうか。

○議長(高橋 守君) 佐藤参事。

○総務課参事(佐藤 寛樹君) この条例に関してでしょうか。総合的な個人番号の利用についてでしょうか。

○議長(高橋 守君) 私も意味がよくわからないので、もう一度。

○4番(斉藤 うめ子君) 意味ですか、5ページに書いてあるように、提案理由の中で「改正大綱において一部手続きにおける個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示された」ということで、個人番号を利用すると規定されたわけですね。ですが、この個人番号に対して、まだ納得いかないという国民、町の中にもいらっしゃると思うんですけど、そういう方の取り扱いについてはどういうふうにされるのか伺いたいと思います。

○議長(高橋 守君) 佐藤参事。

○総務課参事(佐藤 寛樹君) かねてからご説明申し上げておりますけれども、個人番号制度につきましては、国の法定受託事務に伴いまして全国各地もれなく執行することになっております。ただ、制度に対しての周知・広報につきましては、引き続き進めてまいりたいと思いますのでご理解のほどよろしく願いいたしたいと思います。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山 健也君) 具体的には、窓口に来られてマイナンバー制度には協力できないという方がいらっしゃれば、こちらのほうで職権において記載をして、書類を整理するという流れになります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 守君) 斉藤議員。

○4番(斉藤 うめ子君) ということは、個人が拒否しようが何しようが、役場のほうが職権で記載するというので理解してもよろしいんですね。本人がいやだと言っても、自動的に役場で取り扱いをすることです。

(町長ほか、うなずきあり)

○議長(高橋 守君) よろしいですね。他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第2号、町税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第3号 過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の質疑には入りません。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第 3 号、過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 4 号、ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の質疑にはいります。質疑あり

ませんか。齊藤議員。

○4 番(齊藤 うめ子君) 先ほどの議案第 2 号と同じことなんですけれども、この第 4 号においても、同じ取扱いということになりますか。もっと検討してほしいという意見も国民、町民のなかにあると思います。私もその一人ですが、それを全く無視して、国が決めてしまったんだからと町側で取り扱うという方針でいく考えですか。

○議長(高橋 守君) 芳賀課長。

○税務課長(芳賀 善範君) 副町長からの説明にもありましたが、資料 2 のほうに改正の概要が書かれています。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条において利用範囲が規定されており、地方税に関する法律に基づく条例による賦課徴収に関する事務であるため、この規定を整備するということになっておりますので、法律税法に基づいて対応していくことをご理解いただきたいと思います。

○議長(高橋 守君) よろしいですね。他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第4号、ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、今期臨時会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

これにて、平成28年第1回ニセコ町議会臨時会を閉会いたします。ごくろうさまでした。

開会 午後2時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 高 橋 守 (自 署)

署 名 議 員 新 井 正 治 (自 署)

署 名 議 員 猪 狩 一 郎 (自 署)